

議案第 5 号

特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を別紙のように改正する。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

「鳥獣による農林水産業に係る被害防止のための特別措置に関する法律」第 9 条第 2 項に基づく、鳥獣被害対策実施隊に非常勤特別職として町職員以外の隊員を加えることに伴い、本条例の一部を改正するために提案する。

特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正する条例

特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例（昭和31年二宮町条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

鳥獣被害対策実施隊員	年額	6,000円
------------	----	--------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(議案第5号) 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後		改正前	
別表第1		別表第1	
職名	報酬額	職名	報酬額
(略)		(略)	
保健センター嘱託医	月額 55,600円	保健センター嘱託医	月額 55,600円
鳥獣被害対策実施隊員	年額 6,000円		